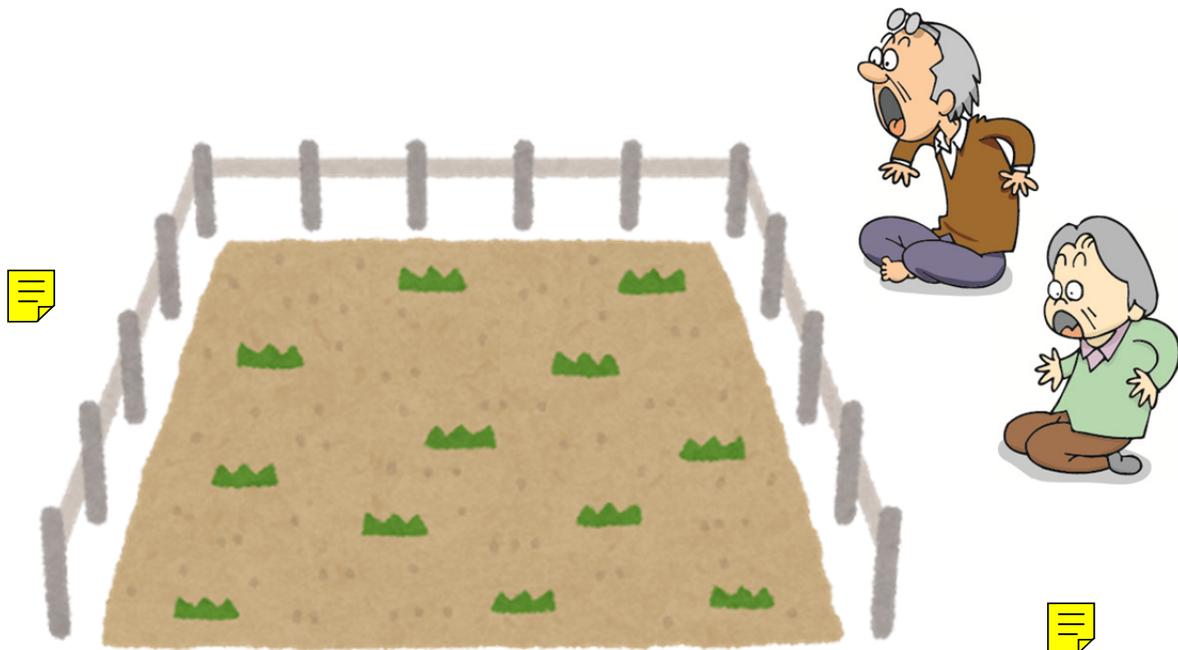


・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

<司法書士>

その土地は誰のもの？

相続登記しなくて大丈夫？



登記が必要です

※内容のご質問等については、TEL0258-32-3387 担当 長谷川 幹 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ http://www.3d-m.jp/n_contents/stopform.html からお願いします。

開催セミナーのご案内 ※2018年新春講演会※ 2018年2月2日(金) 会場：ホテルニューオータニ長岡

第一部のテーマは、一年の始まりに掲げるパートナーズプロジェクトの基本方針です。

講師：中小企業診断士・税理士 高野裕

第二部のテーマは「米百俵プログラム」、最近の身近なテーマを取り上げ解説・検討します。

進行・解説：弁護士、税理士、社会保険労務士など複数の専門家

米百俵クイズ

バックナンバー

法務・労務・税務Q & A

F Mワンポイント通信